

# 「スポーツトラブル119番！」実施のお知らせ

大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会

スポーツの祭典ロンドンオリンピック、パラリンピックの開催が迫り、待ち遠しい限りです。

私達、大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会では、愛するスポーツを法的側面から支援すべく、スポーツに関連する事故やトラブル、契約などにつき継続的に研究を行っています。

昨年6月にはスポーツ界の憲法である「スポーツ基本法」が制定され、スポーツを取り巻く法的環境が整備されつつあります。また、本年4月からは中学校の体育授業において、武道が必修化されましたが、事故の発生が危惧されている状況です。さらに、スポーツ団体の補助金の不正受給問題や代表選手選考の透明性の確保など、スポーツ団体の組織運営のあり方についても、コンプライアンスという観点から強く見直しが求められています。

当研究会では、スポーツ事故やトラブルの実態及びスポーツに携わる全ての方々の抱える悩みを調査・把握し、選手・指導者などのスポーツ関係者、教育関係者、マスコミ及び法曹が問題意識を共有することがスポーツに関わる問題解決の第一歩であると考え、今般、「スポーツトラブル119番」を実施することとしました。

## 広く、スポーツに関係する悩み、トラブルにつき、お電話下さい。

弁護士が対応します。スポーツ事故、契約、団体の運営、セクハラなどスポーツに関するあらゆる悩み、トラブル（種目、プロ・アマ、選手・指導者など問いません。）

**06-6364-2511**

**6月23日（土）午前10時～午後4時30分まで**

- ※ おかけ間違いにご注意ください。
- 1回あたり20分程度の対応となります。ご了承ください。
- 電話が混雑している場合、つながらないことがあります。
- その場合は、時間をおいておかけ直してください。

問い合わせ先：スポーツ・エンターテインメント法実務研究会事務局  
（太陽法律事務所）

電話：06-6361-8888

## 「スポーツトラブル119番！」

### 【119番の内容】

日 時	平成24年6月23日（土）午前10時～午後4時30分
電 話 番 号	06-6364-2511
119番の対象	スポーツ事故、セクハラ、契約、団体の運営などスポーツに関するあらゆる悩み、トラブル（種目、プロ・アマ、選手・指導者など問いません）
対 応 時 間	原則20分
119番の受付	大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会の会員（弁護士）

### 【119番の趣旨】

スポーツの祭典ロンドンオリンピック、パラリンピックの開催が迫り、待ち遠しい限りです。

私達、大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会では、愛するスポーツを法的側面から支援すべく、スポーツに関連する事故やトラブル、契約などにつき継続的に研究を行っています。

昨年6月にはスポーツ界の憲法である「スポーツ基本法」が制定され、スポーツを取り巻く法的環境が整備されつつあります。また、本年4月からは中学校の体育授業において、武道が必修化されましたが、事故の発生が危惧されている状況です。さらに、スポーツ団体の補助金の不正受給問題や代表選手選考の透明性の確保など、スポーツ団体の組織運営のあり方についても、コンプライアンスという観点から強く見直しが求められています。

当研究会では、スポーツ事故やトラブルの実態及びスポーツに携わる全ての方々の抱える悩みを調査・把握し、選手・指導者などのスポーツ関係者、教育関係者、マスコミ及び法曹が問題意識を共有することがスポーツに関わる問題解決の第一歩であると考え、今般、「スポーツトラブル119番！」を実施することとしました。

広く、スポーツに関係する悩み、トラブルにつき、お電話をください。

大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会